

第5章 特許存続期間の延長登録制度の見直し

I. 改正の必要性

(1) 従来制度

特許権の存続期間は、原則としてその出願の日から20年をもって終了するが、従来の制度では、その例外として法律の規定による処分を受ける必要があるために、2年以上特許発明の実施をすることができなかつた場合には、5年を限度として特許権の存続期間を延長することができる。しかし、特許期間の満了前6月以後（すなわち、特許権の残存期間が6月を切つた後）は延長登録の出願ができない。

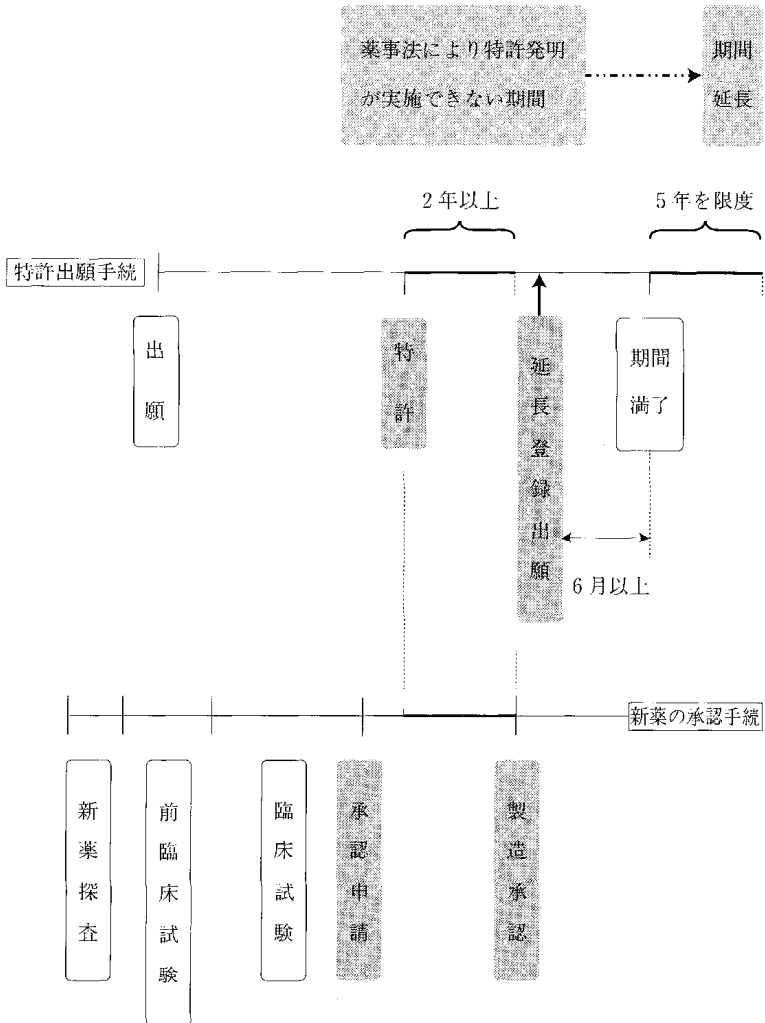
本制度は、一部の分野では、安全性の確保等のための法規制に基づく処分（許認可等）を得るに当たり所要の実験データの収集及びその審査に相当の期間を要するため、その間はたとえ特許権が存続していても権利の専有による利益を享受しえず、その期間に相当する分だけ特許期間が侵食されているという問題を解決するため、昭和62年法律第27号により導入されたものである。

その導入に当たり、法規制に基づく処分を得るには相当の期間を要するものとして、薬事法に基づく承認及び農薬取締法に基づく登録を対象とした（特許法施行令第1条の3）。

しかし、延長登録出願の極端な増加は重要な特許発明の審査遅延をもたらすこと、政府規制をクリアするには、通常であれば2年程度要し（当時）、この程度の期間を回復させなかつたとしても特許権者に特段の不利益を与えないこと等を参照し、2年以上実施できなかつた場合に限ってその存続期間を延長することとした。

更に、その時代の技術水準に比較して保護するに値しなかつた発明に長期

(例) 薬事法に基づく承認の場合



間排他的独占権を与えることは、産業の発展を目的とする特許法の趣旨に反するものであるから、延長制度を創設するに当たって、存続期間の満了日が無制限に長くなることのないよう、その上限を5年とした（既に延長登録制度が導入されていた米国においても、延長期間の上限が5年であることを考慮。）。

また、存続期間の満了直前に延長登録出願がなされた場合には、公報発行が存続期間の満了までに間に合わないため、第三者に対する警告が十分になされず、期間満了による特許発明の実施を進めていた第三者に不測の損害を与えるおそれがあるとして、延長登録出願を存続期間の満了前6月以後はできないこととした。

(2) 状況の変化

しかし、存続期間の延長制度を採用する欧米と比較すると、2年未満の延長を認めない点は我が国固有のものであり、このような制限を設けていない欧米と比べ、未だ特許権者を十分に保護しているとは言い難い。また本制度は、昭和63年に施行されてから10年以上経過したが、その間、延長登録出願の件数も一定に維持されており、たとえ2年の足切りを廃止してもその出願件数の増加見込みは年間20数件弱にすぎないこと、及び特許庁の審査能力も当時と比べ格段に向上していることから、今後も審査遅延の懸念を理由に2年の足切り規定を維持する必要性は極めて薄い。

加えて、出願人は、法規制に基づく処分の時期を管理できないため、偶然、その時期が存続期間の満了前6月以後となったことのみをもって、延長登録出願を認めないとすることは出願人にとって極めて酷である。特に、処分の時期によって存続期間の延長が全く認められない状況にあっては、投資した研究開発費を十分に回収することができず、更なる研究開発への意欲の減少にもつながりかねない。

以上の点に鑑み、特許権の存続期間の延長登録制度における条件を見直すこととした。

他方、特許権の存続期間の延長の上限についても見直す必要があるのではな

いかとの指摘もあったが、特許権の存続期間は、発明保護と技術独占の弊害とのバランスから決められるものであり、延長の上限を5年以上とすればそのバランスを損なうおそれがあること、経済のグローバル化が進む現在では、他国の法制度との整合性すなわち国際的な調和が重要であること等を考慮し、従来どおり5年の上限を維持することとした。

II. 改正の概要

法律の規定による処分を受ける必要があるために、特許発明の実施をすることができない期間があったときは、5年を限度としてその存続期間を延長することができる。しかし、特許権の存続期間の延長登録の出願は、存続期間の満了後はすることができない。また、当該処分が存続期間の満了前6月の前日までに受けることができないと見込まれたにもかかわらず、その日までに延長を求める特許番号等必要な事項を記載した書面を提出しないときは、特許権の存続期間の満了前6月以後は、延長登録の出願をすることができない。

(補説) 延長登録制度の対象分野について

法律の規定による処分を受けるまでに「相当の期間」を要するものについては、延長登録制度の対象となる。制度導入当時、処分を受けるまでに要する期間が他の分野と比べ極めて長期間であった医薬品及び農薬品を存続期間の延長の対象とし、これらと同程度の期間を要するものが生じた場合には、随時特許法施行令を改正し、延長登録の対象とすることとしていた。

現在のところ、処分を受けるまでに医薬品及び農薬品と同程度の期間を要するものは、承知する範囲で存在していなかったため、今回の法律改正においても延長登録の対象を拡大する必要はないとした。なお、医薬品及び農薬品と同程度の期間を要するものが生じた場合には、随時特許法施行令を改正して延長登録の対象とする点は従来と同様である。

III. 特許法の改正条文の解説

(存続期間)

第六十七条 (略)

- 2 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であつて当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けなければならない。その特許発明の実施をすることができない期間があつたときは、五年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。

本条は、特許発明を実施することができない期間があつたときは、特許権の存続期間を延長することができる旨規定するものである。それ故、特許発明を実施することができない期間がたとえ短期間であつたとしても、その存続期間を延長することができる。

(存続期間の延長登録)

第六十七条の二 (略)

- 一～二 (略)
- 三 延長を求める期間 (三年以上五年以下の期間に限る。)
- 四 (略)
- 2 (略)
- 3 特許権の存続期間の延長登録の出願は、前条第二項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項に規定する特許権の存続期間の満了後は、することができない。

4～5 (略)

6 特許権の存続期間の延長登録の出願があつたときは、第一項各号に掲げる事項並びにその出願の番号及び年月日を特許公報に掲載しなければならない。

本条は、特許権の存続期間の延長登録の出願を行うに当たっての要件を記載したものである。

従来は、願書に記載する「延長を求める期間」は、2年以上5年以下の期間に限られていたが、今回の改正により5年以下であれば認められることとなった。また、存続期間の満了前6月以後であっても一定の条件を満たせば延長登録の出願を認めることとなったが、いったん消滅した特許権を復活させることは法的安定性を著しく損なう結果となるため、今回の改正においても、存続期間の満了後に延長登録の出願は認めないこととした。

なお、従来より延長登録出願に係る特許公報には、その出願番号及び出願口が掲載されてきたところであるが、条文上の根拠を明確にする改正を行った。

第六十七条の二の二 特許権の存続期間の延長登録の出願をしようとする者は、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月の前日までに同条第二項の政令で定める処分を受けることができないと見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 第六十七条第二項の政令で定める処分

2 前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する特許権の存続期間の満了前六月以後に特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

3 第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

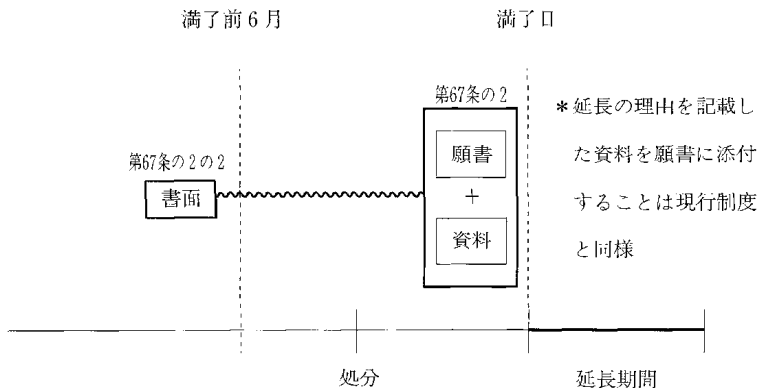
本条は、特許権の存続期間の満了前6月以後に延長登録の出願をするときの条件を規定するものである。

今回の改正により、延長登録の出願を存続期間の満了まで認めることとしたが、満了間際になって存続期間が延長され、第三者に対し不測の損害を与えることがないように、当該出願の前に第三者への周知手段を講ずる必要がある。そのため、存続期間の満了前6月の前日までに政令で定める処分を得ることができないと見込まれるときは、第三者への周知に十分な情報を記載した書面をその日まで（すなわち、存続期間の満了前6月の前日まで）に提出しなければならないとした。ここで、「6月」を選んだ根拠は、現行制度と同様、方式審査及び公報発行準備の期間を考慮したものである。

当該書面は、処分を受ける前に提出しなければならないことに鑑み、①出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所、②特許番号、③第67条第2項の政令で定める処分（例、薬事法第14条第1項に規定する医薬品に係る同項の承認）と最小限のものを記載すれば良いこととした。

また、第三者への周知なしに、存続期間が満了する直前になって延長登録の出願がなされ、第三者に不測の損害を与えることを排除すべく、当該書面が、存続期間の満了前6月の前日までに提出されなかった場合には、存続期間の満了前6月以後に延長登録の出願をすることができないこととした。これに反してなされた延長登録の出願は、補正をすることができない不適法な出願として特許法第18条の2に基づき却下されることになる。

提出された当該書面の記載事項は、第三者への周知を図るべく、特許公報に掲載される。なお、当該書面は、第三者への周知を目的とするものであり、その他の効果（例えば、出願の事実）を生ずるものではない。従って、当該書面が提出されたものの、その後延長登録の出願がなかった場合に、特許庁から特段の手続を行うことは要しない。



(補説) 第67条の2の2に規定する書面の記載事項

本書面は、「出願をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所」を記載しなければならないが、その者は当然に出願をすることができる者でなければならない。従って、特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、本書面を提出することはできない（第67条の2第4項）。これに反して提出された本書面は、第17条第3項第2号の規定に基づく補正指令が通知され、指定期間内に補正をしないときは却下されることとなる。

また、「第67条第2項の政令で定める処分」には、例えば「薬事法第14条第1項に規定する医薬品に係る同項の承認」と記載する。延長登録の出願の際に記載すべき事項（「第67条第2項の政令で定める処分の内容」）よりも少なくても良い。

【関連する改正事項】

◆特許法第六十七条の三

第六十七条の三 (略)

一～二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 その出願が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていないとき。

2～3 (略)

4 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

一～二 (略)

三 特許権の存続期間の延長登録の出願の番号及び年月日

四 (略)

五 (略)

六 (略)

本条は、第67条第2項において、特許発明を実施できない期間があつたときは特許権の存続期間を延長することができる旨の改正を行うことに伴い、従来では拒絶の理由であつた「その特許発明の実施をすることができなかつた期間が二年に満たないとき。」を削除するものである。

また、第67条の2第6項と同様の改正を行っている。

第六十七条の三 (略)

2 (略)

3 特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは、特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 (略)

第一百五十九条 (略)

2 (略)

3 第五十一条及び第六十七条の三第二項の規定は、第二百一十一条第一項

の審判の請求を理由があるとする場合に準用する。

本各条は、特許権の存続期間の延長登録の出願に対する拒絶査定不服審判において、延長登録をすべき旨の審決を可能とする改正である。

従来、第159条第3項において第67条の3第2項を準用していなかったため、延長登録出願の拒絶査定に対する不服審判において、審判官の合議体が拒絶の理由がないと判断しても延長登録をすべき旨の審決を行うことができず、原査定を取り消して審査に差し戻しており（第160条第1項）、延長登録がいたずらに遅れる事態が生じていた。

今回の改正では、上記問題点を解決し迅速な延長登録を達成すべく、拒絶査定不服審判においても延長登録をすべき旨の審決を行えるよう準用条文を追加する改正を行った。

これに伴い、特許権の存続期間を延長した旨の登録を行う場合として、「特許権の存続期間の延長登録をすべき旨の査定又は審決があつたとき」とした。